

# 規則の案の概要

## 1 規則の案の名称

静岡市建設工事執行規則の一部改正について（案）

## 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

## 3 改正の趣旨

近年の災害の激甚化・頻発化や、不適切な盛土等による土砂災害リスクの増加を背景に、中央建設業審議会より、次の事項について公共工事標準請負契約約款の改正および各自治体への実施勧告がなされた。本市においても同改正に準じて、必要な改正を行う。

## 4 規則等の案の内容（改正の内容）

### （1）契約書の記載事項（様式第3号、様式第4号（第11条関係））

契約書の記載事項について、様式第3号および様式第4号に、「建設発生土の搬出先等」の項目を加える。

（参考：公共工事標準請負契約約款「建設工事請負契約書」）

### （2）不可抗力による損害（第41条）

工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物等に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担することとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

（参考：公共工事標準請負契約約款第30条）

## 5 規則等を施行する時期（予定）

令和5年4月1日